

公の施設に係る指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例  
(生駒市公民館条例の一部改正)

第1条 生駒市公民館条例(昭和56年7月生駒市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第6条中「及び分館」を削り、同条ただし書を削る。

第10条中「教育委員会は」を「本市は、」に改める。

第11条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第17条を第23条とし、同条の前に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第18条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公民館のうち生駒市中央公民館南別館の管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定の手續)

第19条 指定管理者の指定に当たり、教育委員会は、公民館の管理に関する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公民館の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 公民館の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第20条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育

委員会の定めるところに従い、公民館の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第7条に規定する使用の許可、第9条に規定する使用許可の取消し等及び第16条に規定する入館の制限に関すること。
- (2) 第11条に規定する使用料の徴収に関すること。
- (3) 公民館の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者に関する読替え)

第22条 第18条の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合における第7条から第10条まで及び第16条の規定の適用については、第7条から第9条まで及び第16条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」とする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(入館の制限)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、公民館への入館を拒否し、又は公民館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第7条第1項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。）を携行する者
- (4) 公民館を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (5) 公民館の管理上支障がある者
- (6) その他教育委員会が不相当と認める者

別表第1中「生駒市南地区公民館別館」を「生駒市中央公民館南別館」に改

める。

別表第2を削る。

別表第3中「生駒市南地区公民館別館」を「生駒市中央公民館南別館」に、「市長」を「教育委員会」に改め、同表を別表第2とする。

(生駒市芸術会館条例の一部改正)

第2条 生駒市芸術会館条例（平成9年12月生駒市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

(生駒山麓公園野外活動センター条例の一部改正)

第3条 生駒山麓公園野外活動センター条例（平成5年3月生駒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、野外活動センターの管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手続)

第3条の3 指定管理者の指定に当たり、教育委員会は、野外活動センターの管理に関する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 野外活動センターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 野外活動センターの管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第3条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、野外活動センターの管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第3条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 次条に規定する使用の許可及び第6条に規定する使用許可の取消し等に関すること。
- (3) 第8条第1項に規定する使用料の徴収に関すること。
- (4) 第12条に規定する設備の許可に関すること。
- (5) 野外活動センターの維持管理に関すること。
- (6) その他教育委員会が必要と認める業務

第4条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第5条及び第6条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「1に」を「いずれかに」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「本市及び指定管理者は、」に改める。

第12条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

別表中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

(生駒市体育施設条例の一部改正)

第4条 生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、施設の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定の手続）

第3条の3 指定管理者の指定に当たり、教育委員会は、施設の管理に関する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 施設の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

（管理の基準）

第3条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

（業務の範囲）

第3条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する使用の許可、第6条に規定する使用許可の取消し等及び第14条に規定する入館及び入場の制限に関すること。
- (2) 第8条第1項に規定する使用料の徴収に関すること。
- (3) 第12条に規定する設備の許可に関すること。
- (4) 施設の維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務

第4条から第6条までの規定中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「本市及び指定管理者は、」に改める。

第12条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第15条を削り、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(入館及び入場の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、施設への入館若しくは入場を拒否し、又は施設からの退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第7条第1項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。）を携行する者
- (4) プールへ入場しようとする6歳未満の者で、20歳以上の引率者のいないもの
- (5) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (6) 施設の管理上支障がある者
- (7) その他指定管理者が不相当と認める者

別表第3中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

(生駒市コミュニティセンター条例の一部改正)

第5条 生駒市コミュニティセンター条例（平成2年3月生駒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条第1号中「その使用が第4条各号のいずれかに」を「使用の許可を受けた者が第15条各号のいずれかの者に」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「本市は、」に改める。

第17条を第22条とし、同条の前に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第17条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターのうち生駒市コミュニティセンターの管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手續)

第18条 指定管理者の指定に当たり、教育委員会は、センターの管理に関する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) センターの管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第19条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第5条に規定する使用の許可、第6条に規定する使用許可の取消し等及び第15条に規定する入館の拒否等に関すること。
- (2) 第8条第1項に規定する使用料の徴収に関すること。
- (3) 第12条に規定する設備の許可に関すること。
- (4) センターの維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者に関する読替え)

第21条 第17条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第5条から第7条まで、第12条及び第15条の規定の適用については、第5条、第6条、第12条及び第15条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」とする。

第16条を削り、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(入館の拒否等)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、センターへの入館を拒否し、センターの使用を制限し、若しくは停止し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第7条第1項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。）を携行する者
- (4) センターを汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (5) センターの管理上支障がある者
- (6) その他教育委員会が不相当と認める者

(生駒市福祉センター条例の一部改正)

第6条 生駒市福祉センター条例（平成2年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の



規定により、センターの管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定の手續）

第2条の3 指定管理者の指定に当たり、市長は、センターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) センターの管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

（管理の基準）

第2条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

（業務の範囲）

第2条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する使用の許可、第5条に規定する使用許可の取消し等及び第11条に規定する入館の制限に関すること。
- (2) 第9条に規定する設備の許可に関すること。
- (3) センターの維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条及び第5条中「市長」を「指定管理者」に、「1に」を「いずれかに」に改める。

第6条中「市長は」を「本市及び指定管理者は、」に改める。

第9条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第12条を削り、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(入館の制限)

第11条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、センターへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(生駒市立老人憩の家条例の一部改正)

第7条 生駒市立老人憩の家条例（昭和46年7月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条中「老人憩の家」を「市長は、老人憩の家」に、「、次の」を「次の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(設備)

第6条の2 使用者は、老人憩の家の使用に際し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第10条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、老人憩の家のうち、生駒市立老人憩の家及び生駒市立老人憩の家萩の台分館の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。

(指定の手続)

第11条 指定管理者の指定に当たり、市長は、老人憩の家の管理に関する事

業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 老人憩の家の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 老人憩の家の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、老人憩の家の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 第5条に規定する使用の許可、第6条に規定する使用許可の取消し等及び第8条に規定する使用の制限に関すること。
- (3) 第6条の2に規定する設備の許可に関すること。
- (4) 老人憩の家の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者に関する読替え)

第14条 第10条の規定により老人憩の家の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条から第6条の2まで及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(RAKU-RAKUはうす条例の一部改正)

第8条 RAKU-RAKUはうす条例（平成13年4月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、施設の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手續)

第3条の3 指定管理者の指定に当たり、市長は、施設の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 施設の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第3条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第3条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する使用の許可、第5条に規定する使用許可の取消し等及び第12条に規定する使用の制限に関すること。
- (2) 第7条ただし書に規定する使用料の徴収に関すること。
- (3) 第10条に規定する設備の許可に関すること。
- (4) 施設の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

第4条及び第5条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条中「本市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第10条及び第12条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

(金鷲の杜倭苑条例の一部改正)

第9条 金鷲の杜倭苑条例（平成15年3月生駒市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、交流施設の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手続)

第4条の3 指定管理者の指定に当たり、市長は、交流施設の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 交流施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 交流施設の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第4条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、交流施設の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第4条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する使用の許可、第6条に規定する使用許可の取消し等及び第13条に規定する使用の制限に関すること。
- (2) 第8条に規定する使用料の徴収に関すること。
- (3) 第11条に規定する設備の許可に関すること。
- (4) 交流施設の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

第5条及び第6条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条中「本市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第11条及び第13条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

(生駒市立親和公園会館条例の一部改正)

第10条 生駒市立親和公園会館条例（昭和57年7月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、会館の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手續)

第2条の3 指定管理者の指定に当たり、市長は、会館の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 会館の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮

減が図られるものであること。

- (3) 会館の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第2条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、会館の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第2条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する使用の許可、第5条に規定する使用許可の取消し等及び第10条に規定する入館の制限に関すること。
- (2) 第8条に規定する設備の許可に関すること。
- (3) 会館の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条中「市長」を「指定管理者」に、「1に」を「いずれかに」に改める。

第5条の見出しを「(使用許可の取消し等)」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「1に」を「いずれかに」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を削り、第9条を第11条とし、第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入館の制限)

第10条 指定管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、会館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

第7条の次に次の1条を加える。

(設備)

第 8 条 使用者は、会館の使用に際し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(生駒市健康センター条例の一部改正)

第 1 1 条 生駒市健康センター条例（昭和 5 7 年 4 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条を削り、第 1 3 条を第 1 2 条とする。

(生駒市介護老人保健施設条例の一部改正)

第 1 2 条 生駒市介護老人保健施設条例（平成 1 3 年 6 月生駒市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 4 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 4 条の 2 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、施設の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手続)

第 4 条の 3 指定管理者の指定に当たり、市長は、施設の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 施設の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第 4 条の 4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市



長の定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第4条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 第8条に規定する利用の制限に関すること。
- (3) 施設の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

第5条第1項中「第9条の規定により施設の管理運営の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項第2号及び第3項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第6条及び第7条中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第8条中「市長」を「指定管理者」に、「管理運営上」を「管理上」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

(生駒市自転車駐車場条例の一部改正)

第13条 生駒市自転車駐車場条例（昭和58年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手続)

第3条の3 指定管理者の指定に当たり、市長は、駐車場の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準に

より指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 駐車場の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第3条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、駐車場の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第3条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第5条に規定する利用の拒否に関すること。
- (2) 駐車場の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

第5条中「市長」を「指定管理者」に、「1に」を「いずれかに」に改める。

第6条を削る。

第7条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「市長」を「指定管理者」に、「特別の理由」を「規則で定める理由」に、「第7条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「市長が特別の理由」を「指定管理者は、規則で定める理由」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「市は」を「本市及び指定管理者は、」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

(生駒市自動車駐車場条例の一部改正)

第14条 生駒市自動車駐車場条例(平成6年12月生駒市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

(生駒市小平尾南自動車駐車場条例の一部改正)

第15条 生駒市小平尾南自動車駐車場条例(昭和52年3月生駒市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(生駒市小平尾南共同作業所設置条例の一部改正)

第16条 生駒市小平尾南共同作業所設置条例(昭和48年10月生駒市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、共同作業所の管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

(指定の手続)

第4条 指定管理者の指定に当たり、市長は、共同作業所の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 共同作業所の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 共同作業所の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人

的能力を有していること。

(管理の基準)

第5条 指定管理者は、法令、この条例その他市長の定めるところに従い、共同作業所の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 共同作業所の維持管理に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める業務

(生駒市高山竹林園条例の一部改正)

第17条 生駒市高山竹林園条例（平成元年4月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

(生駒市都市公園条例の一部改正)

第18条 生駒市都市公園条例（昭和45年3月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを削り、同条第1項中「有料公園施設（次条に規定する有料公園施設を除く。）」を「フィールドアスレチック」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第7条の6とする。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、フィールドアスレチックへの入場を拒否することができる。

- (1) 引率者（20歳以上の者に限る。）のいない小学生未満の者
- (2) その他指定管理者が不相当と認める者

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、フィールドアスレチックの使用を禁止し、又は制限することができる。

(1) フィールドアスレチックの損壊その他の理由により、その使用が危険であると認めるとき。

(2) その他管理上支障があるとき。

第7条の次に次の4条を加える。

第7条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、有料公園施設のうち生駒山麓公園フィールドアスレチック（次条から第7条の6までにおいて「フィールドアスレチック」という。）の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第7条の3 指定管理者の指定に当たり、市長は、フィールドアスレチックの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) フィールドアスレチックの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(3) フィールドアスレチックの管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

第7条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、フィールドアスレチックの管理を行わなければならない。

第7条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 次条第1項に規定する使用の許可、同条第3項に規定する入場の拒否並びに同条第4項に規定する使用の禁止及び制限に関すること。

(2) 第12条に規定する使用料の徴収に関すること。

(3) フィールドアスレチックの維持管理に関すること。

(4) その他市長が必要と認める業務

第12条及び第13条第1項中「第7条の2」を「第7条の6第1項」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

(生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部改正)

第19条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例（平成3年10月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手續)

第2条の3 指定管理者の指定に当たり、市長は、センターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) センターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(3) センターの管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第2条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第2条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する使用の許可、第4条に規定する使用の制限及び第5条に規定する使用許可の取消し等に関すること。
- (2) 第7条第1項に規定する使用料の徴収に関すること。
- (3) 第11条に規定する設備の許可に関すること。
- (4) センターの維持管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条及び第5条中「市長」を「指定管理者」に、「1に」を「いずれかに」に改める。

第6条中「市長は」を「本市及び指定管理者は、」に改める。

第11条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

(生駒市花のまちづくりセンター条例の一部改正)

第20条 生駒市花のまちづくりセンター条例(平成13年3月生駒市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

(公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第21条 公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例(平成14年3月生駒市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「任期を定めて任用される職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用される職員を除く。)」を加え、同項第3号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第11条第1号中「任期を定めて任用される職員」の次に「（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用される職員を除く。）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為で、同日以後の使用に係るものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた許可等の処分その他の行為とみなす。

○お問い合わせ先 企画政策課（内線214）